

「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件（平成18年総務省告示第429号）の一部改正案」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 26 年 5 月 9 日

総務省 料金サービス課

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件(平成18年総務省告示第429号)の一部改正

意見	考え方
■ 良いと思います。 【個人】	○ 賛同の御意見として承る。
■ 全然分かりませんが、平成18年から改正されていないのですね。 (略) 【個人】	○ 「平成18年総務省告示第429号」については、平成18年7月31日の告示以降、平成24年7月27日に番号単価の算定方法の変更などを内容とする一部改正が行われている。